
一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター

定 款

平成23年12月19日 作 成

平成23年12月19日 定款認証

平成23年12月20日 設立登記

平成30年 8月23日 変 更

一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県柏市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、千葉県柏市柏の葉地区を拠点とし、行政機関、特定非営活動法人、市民、企業、教育研究機関等との連携により、アーバンデザインとまちづくりに関わる課題について、調査研究、計画立案、実践、並びにこれらの支援等を行うことを目的とする。また、そのための活動を通じて、柏の葉地区における質の高い都市空間の整備と保全、並びに地域社会の改善を図ると共に、その成果を柏市域、つくばエクスプレス沿線の地域、更には全国各地、世界各地へと広く公開し、応用、普及させることを目指す。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アーバンデザインとまちづくりに関わる調査研究・社会実験・計画立案・行政への提言等の事業
- (2) アーバンデザインとまちづくりに関わる市民への情報提供・相談対応・助言・合意形成支援等の事業
- (3) アーバンデザインとまちづくりに関わるフォーラムやメディアを通じた情報発信に係る事業
- (4) 柏の葉国際キャンパスタウン構想の推進並びに当地域における持続的な都市経営に係る事業
- (5) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第6条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第7条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第8条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第11条 社員総会は、定時社員総会として毎年8月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故等による支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 社員は、当法人の社員を代理人として議決権を行使する事が出来る。この場合において社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

- 第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、社員総会において議事録署名人が選任された場合は、議長及び選任された議事録署名人が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第17条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

- 4 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日

までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第32条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

(事務局と人事)

第33条 当法人は、事務局を設置し、これによって事務全般を処理する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の任免等は、理事会の承認を得て代表理事が行う。

第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第35条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る）に贈与する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成24年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第39条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	出口	敦
設立時理事	上野	武
設立時理事	森山	恵一
設立時理事	河合	淳也
設立時理事	伏野	龍弥
設立時監事	寺嶋	佳一

(設立時代表理事)

第40条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

(略)

設立時代表理事	出口	敦
---------	----	---

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(略)

(定款に定めがない事項)

第42条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士小池祥爾は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名

する。

平成23年 12月 19日

(以下略)